

## 第6章 医療救護等対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 医療救護等対策の基本的な考え方

震災時には、家屋の倒壊、火災等により死傷者が発生することが想定され、災害発生直後、負傷者に対し迅速に医療救護活動が行われなければならない。

また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情に十分配慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

本章では、発災時における初動医療の確立や医薬品、医療資器材の確保、医療施設の耐震化等の医療施設の基盤整備、遺体の取扱いについて示す。

#### ○ 現在の対策の状況

市では、一刻も早い救命処置等が行えるよう調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力を得て医療救護班を編成することとなっている。

また、本市は、北多摩南部保健医療圏（調布市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、狛江市）に位置しており、調布市医師会等や災害拠点病院等と連携し、活動体制の整備を進めている。その他、市内各避難所に救急キットを配置する。とともに、歯科医師用災害医療セットを1か所に配置している。

#### ○ 新たな被害想定を踏まえた課題

平成24年4月に発表された新たな被害想定（東京都防災会議）の中では、多摩直下地震が発生した場合、死者45人、負傷者1,300人以上などの重大な人的被害と、27.7%の断水率など市民の生活を支えるライフライン被害などが想定されている。

市民の生命を守り、市の都市機能を維持するため、迅速な初動医療体制の確立、多様な搬送手段の確保、医療機関のライフライン早期復旧などの対策が必要である。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 初動対応体制の整備  
→ <到達目標> 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の構築
- ・ 医薬品、医療資器材の確保  
→ <到達目標> 医薬品等の確保に向けた供給体制の整備
- ・ 検視・検案及び火葬体制の整備  
→ <到達目標> 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

## 第6章 医療救護

### 第1節 現在の到達状況

- 調布市医師会，調布市歯科医師会，調布市薬剤師会，東京都柔道整復師会武蔵野支部をはじめとした医療関係機関との災害時協定を締結
- 東京慈恵会医科大学附属第三病院，狛江市との三者間で，緊急医療救護所に関する協定を締結
- 各避難所に救急セットを配置，歯科医師用災害医療セットを1か所配置
- 介護タクシー事業者等と協定を締結し，負傷者搬送体制を整備

### 第2節 課題

- 初動医療体制等の整備
- 負傷者の搬送体制のさら
- 医薬品及び災害時応急医
- 遺体に関する対応（火葬

### 第4節 到達目標

- 調布市医師会等と調布市災害医療コーディネーターを中心としたと医療連携体制
- 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

### 第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

地震直後の行動

#### 医療救護等対策

初動医療体制の整備

医療品・医療資器材の確保

医療施設の基盤整備

防疫体制の整備

遺体の取扱い

初動医療体制

保健衛生体制

医療品・医療

医療施設の確

行方不明者の捜索，

## 等対策

なる充実  
療資器材の確保  
場)の確保

### 第3節 対策の方向性

- 調布市医師会等，調布市災害医療コーディネーターを中心に情報連絡体制の構築，初動医療体制を確立する。
- 市関係各部，消防，警察，自衛隊，民間事業者等と連携して，負傷者等の搬送手段を確保する。
- 医薬品の供給体制を整備する。
- 検視・検案及び火葬体制を整備する。

### ○薬剤師会や卸売販売業者等と連携した医薬品の供給

(応急対策)

地震後の行動（復旧対策）

資器材の供給

保

遺体の検視・検案，身元確認等

防疫体制の確立

火葬

## 第1節 現在の到達状況

### 1 初動医療体制の確立

医療法に定められた二次保健医療圏<sup>※1</sup>の中で、本市は北多摩南部保健医療圏（調布市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、狛江市）に位置し、東京都地域防災計画に基づく東京都地域災害医療コーディネーター<sup>※2</sup>の統括・調整のもとで医療救護活動等を実施することとなっている。

また、市では、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等の医療関係団体との災害時協定に基づき、連携して医療救護班を編成し医療救護活動を実施する。

※1 二次保健医療圏：地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する複数の市町村で構成される体制（医療法 30 条）

※2 地域災害医療コーディネーター：各二次保健医療圏において、災害時の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター

### 2 医薬品・医療資器材の確保

市内各避難所に救急セットを配置するとともに、歯科医師用災害医療セットを1か所に備蓄している。

- ・救急セット保管場所：全避難所（ただし、都立調布北高校、都立神代高校を除く。）
- ・歯科医師用災害医療セット：1か所

#### 資料編 42：歯科医師用災害医療セット

### 3 医療施設等の状況

本市が位置する北多摩南部保健医療圏には4つの災害拠点病院があり、東京都地域防災計画では、これらの医療機関を中心とした圏域内の医療救護活動を行うこととなっている。調布市内には災害拠点病院はないが、隣接市の調布市近傍に立地している。なお、東京慈恵会医科大学附属第三病院、狛江市及び調布市で災害時における緊急医療救護所に関する協定を締結し、狛江市と連携して緊急医療救護所を設置する。

また、災害拠点病院とともに、市内災害拠点連携病院等を中心に医療救護活動を行うことができるように、ライフラインの整備を進めている。

北多摩南部保健医療圏の災害拠点病院

- (1) 東京慈恵会医科大学附属第三病院
- (2) 杏林大学医学部付属病院
- (3) 多摩総合医療センター・小児総合医療センター
- (4) 武蔵野赤十字病院

### 4 遺体の取扱い

災害発生時に死亡者が発生したときは、遺体安置所の設置、遺体の搬送、住民への広報、遺体の引き渡し業務を実施することとしている。検視・検案活動については調布警察署を中心に調布市医師会、調布市歯科医師会に協力を要請して行う。

## 第2節 課題

### 【多摩直下地震（M7.3）被害想定】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

被害	原因	規模	
人的被害	死者	45人	
	原因別	ゆれ(※2)	40人
		火災	3人
	負傷者 (うち重傷者)		1,376人 (110人)
	原因別	ゆれ(※2)	1,347人
		火災	5人
物的被害	建物被害		673棟
	原因別	ゆれ(※3)	656棟
		火災	339棟
避難人口※1		33,913人	

※1 冬 18時 風速 8 m/s

※2 冬 5時 風速 8 m/s, ゆれ・液状化建物被害, 急傾斜地崩壊, ブロック塀等, 屋外落下物の計

※3 ゆれ・液状化建物被害, 急傾斜地崩壊

※小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがある。

#### 1 初動医療体制の確立

本市では、110人の重症者を含めた1,376人の負傷者発生が想定されており、迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるような初動医療体制の確立と応援医療チームの受入れや配置などについて迅速に調整する機能が必要である。

また、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制及び負傷者の搬送体制の構築が必要である。

#### 2 医薬品・医療資器材の確保

市では、災害時に備えた医療用資器材を備蓄しているが、不足が予測される医薬品や災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。

#### 3 医療施設等の連携体制や基盤の整備

市の災害医療の中核的機能を担う災害拠点連携病院や被災を免れた医療機関等の役割分担を明確にするとともに、地域における医療機能を維持するための医療連携体制や基盤を強化する必要がある。

#### 4 遺体の取扱い

市内の被災による死者は、最大で45人が想定されており、発災時に迅速な検案活動等を実施するためには、関係機関と連携した体制の強化が必要である。

また、近隣地域の火葬施設のみでは、火葬に相当の期間必要となることが想定されることから、遺体保存や広域的な応援要請を検討する必要がある。

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 初動医療体制の確立

市は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるように、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等の医療関係機関の協力のもとに調布市災害医療対策本部を設置し、調布市災害医療コーディネーターと協力し、最適かつ速やかな初動医療体制を確保する。

なお、調布市災害医療対策本部設置については、福祉健康部が中心となり、原則「たづくり西館」内に設置し、情報収集活動や医療救護活動等を行う。

また、関係各部や調布消防署、調布警察署、自衛隊等の関係各機関と連携をとりながら医療救護活動を進める。

#### 2 医薬品・医療資器材の確保

市は、東京都及び医療関係団体と連携して医薬品・医療資器材の備蓄を推進するとともに、卸売販売業者を活用し、医薬品等の供給体制を強化する。

#### 3 医療施設等の連携体制や基盤の整備

市は、東京都地域防災計画に基づき、市内の医療機関と連携し、役割分担等を検討していく。

また、各医療機関は、施設の耐震化の促進や水、食料の備蓄、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能の強化に努める。

なお、災害拠点病院を含めた医療資源の有効利用を目指し、緊急医療救護所等の配置について、必要な措置及び支援体制を検討し、整備を進めていく。

#### 4 検視・検案及び火葬体制の整備

市は、調布警察署、調布市医師会、調布市歯科医師会と連携し、検案活動体制を強化する。

また、葬祭事業者との協定を推進し、遺体の搬送や棺等葬祭用品の確保に努める。また、遺体の保存などにより犠牲者の尊厳を保つとともに、火葬体制の検討を進め、迅速な対応の実現を図る。

## 第4節 到達目標

### 1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

市は、調布市災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき市全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに設置される地域災害医療連携会議及び東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図り、迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保するとともに、他自治体等被災地域外へ負傷者等を搬送する必要がある場合に備え、東京都で設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）<sup>\*</sup>への搬送手段も検討する。

※広域搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）：Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

### 2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

市は、医薬品や医療資器材の確保に向けて、調布市薬剤師会や卸売販売業者、東京都と連携した供給体制を構築する。

特に医薬品等の確保については、医療機関が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、卸売販売業者が早期に復旧できるように支援するとともに、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

### 3 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・災害拠点連携病院との連携

医療機能の維持に必要となる、水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多元的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築していく。

また、東京都地域防災計画では、災害拠点病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進することとなっている。

### 4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、調布警察署をはじめとする関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他自治体との連携や協力体制を確保する。

**第5節 具体的な取組**

**【予防対策】** (地震前の行動)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1 初動医療体制の整備    | 4 防疫体制の整備 |
| 2 医薬品・医療資器材の確保 | 5 遺体の取扱い  |
| 3 医療施設の基盤整備    |           |

1 初動医療体制の整備  
 1-1 災害医療対策本部の設置及び情報連絡体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

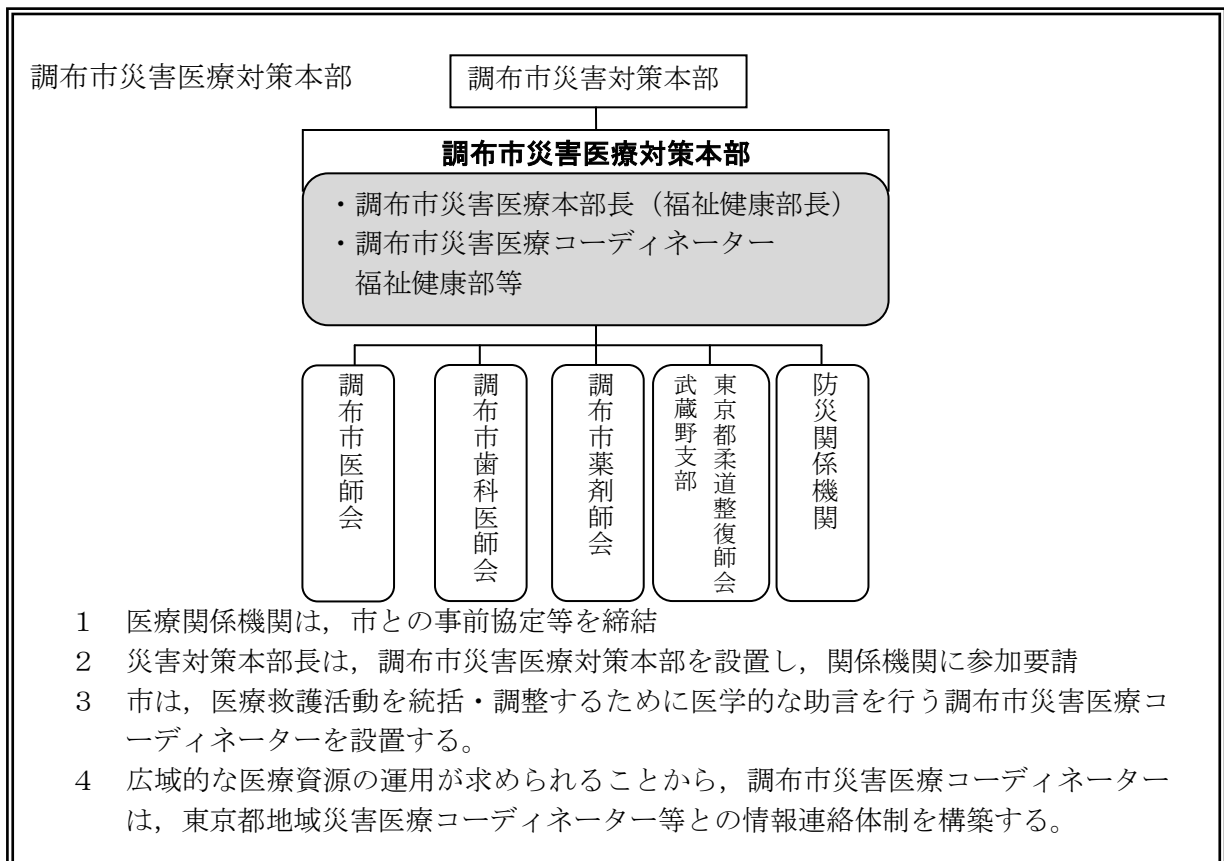
機関名	対策内容
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調布市災害医療対策本部体制の構築</li> <li>○医療機関や医療救護班等との連絡体制確立</li> <li>○調布市災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡体制の構築</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

(福祉健康部・調布市災害医療コーディネーター)

ア 調布市災害医療対策本部の設置準備

市の地域において大規模な災害が発生したとき、医療救護活動を円滑に実施するため「調布市災害医療対策本部」を設置する。設置に当たって、調布市災害医療コーディネーターを中心に、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部などの医療関係機関、その他防災機関がメンバーとなり、災害時の医療救護活動を進める。





イ 市内の情報連絡体制

市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う調布市災害医療コーディネーターを設置する。

調布市災害医療コーディネーターは、市内医療機関の被災状況やライフライン状況等について迅速に把握できるような体制を確立するとともに、医療救護班との連絡体制を確保し、市内全域を統括できるような情報連絡体制を構築する。

ウ 東京都地域災害医療コーディネーターとの情報連絡体制

災害時医療は、市内にとどまらず広域的な医療資源の効率的な運用が求められることから、二次保健医療圏を単位に設置される東京都地域災害医療コーディネーターと綿密に連携した医療活動が求められる。市は、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等についても迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

【災害医療コーディネーター】

名称説明	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター。災害時は都庁に参集する。
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター。調布市域は北多摩南部保健医療圏に位置し、多摩総合医療センター・小児総合医療センターに配置
調布市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター。災害時は原則「たづくり西館」に配置

1-2 医療救護活動の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>調布市災害医療対策本部の設置・運営</li> <li>市の医療機関状況の把握、医療救護班の編成</li> <li>緊急医療救護所の設置場所の確保及び運営</li> </ul>
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部からの調布市災害医療コーディネーターの指定要請に対して適任者を推薦する。</li> <li>市災害対策本部から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班を派遣するものとする。</li> </ul>
調布市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、歯科医療救護班を派遣するものとする。</li> </ul>
東京都柔道整復師会 武蔵野支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、整復師会班を派遣するものとする。</li> </ul>
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部から「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」に基づく医薬品等の調達要請があった場合は、医薬品とともに薬剤師を派遣するものとする。</li> </ul> <p>なお、派遣された薬剤師は、市が設置する災害薬事センターにおける調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事するものとする。</p>

**(2) 詳細な取組内容**

(福祉健康部・調布市災害医療コーディネーター・医療機関)

ア 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、傷病者に対する応急処置、傷病者のトリアージを行い、災害拠点病院等への転送の可否や転送順位の決定、軽症患者の治療、遺体の確認等を行う。

医療救護班の活動は、調布市災害医療対策本部において、調布市災害医療コーディネーターを中心に、緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行いながら進めることとなる。

**【医療救護班の設置等】**

機関名	説明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>調布市災害医療対策本部の設置・運営等</li> <li>医療救護班の編成、看護要員、事務職の派遣等</li> <li>緊急医療救護所の設置・運営</li> </ul>
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師及び医師の指定する者で構成する。なお、構成員は、医師、看護要員、事務員等とする。</li> <li>緊急医療救護所でのトリアージや応急処置等の医療活動等</li> </ul>

**【医療救護所等】**

名称	説明
緊急医療救護所	<ul style="list-style-type: none"> <li>超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所（災害拠点病院、災害拠点連携病院等に設置）</li> </ul>
医療救護活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期以降に、在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所（原則、たづくり西館に設置）</li> </ul>

イ 医療機関の役割

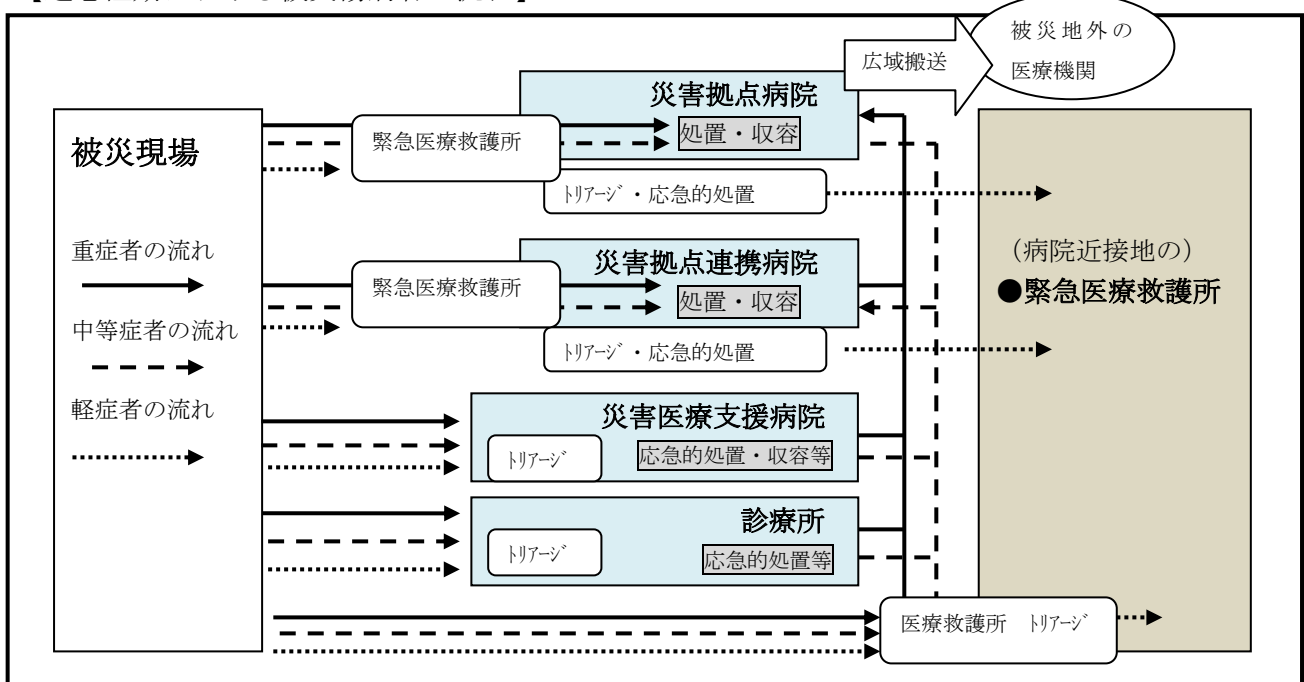
都の地域防災計画では、災害時すべての医療機関が医療救護活動を担うこととし、すべての病院を果たすべき機能に応じて「災害拠点病院」「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」に分類している。

各医療機関には、重症度を問わず、様々な傷病者が殺到することも予想されるため、それぞれの役割分担を明確にしておく必要がある。今後、医師会等と協力し市内の医療機関の災害時の役割分担について検討していく。

【医療機関の役割分担】

名称	説明
災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。必要に応じて、病院前トリアージを行い、重症者の受入機能を確保する（ただし、収容できない重症者や透析患者等は被災地域外へ搬送する）。</li> </ul>
災害拠点連携病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院を除く救急告示を受けた病院、その他都が認める病院を災害拠点連携病院として位置づけて、主に中等症や容態の安定した重症者の治療・収容を行う。必要に応じて、病院前トリアージを行い、中等症者の受入機能を確保する。</li> </ul>
災害医療支援病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外のすべての病院を、災害医療支援病院と位置づける。災害医療支援病院の具体的な役割は、専門医療を担う病院と主に慢性疾患を担う病院に分類されるが、地域の実情を踏まえて、役割分担を定める。</li> </ul>
診療所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的医療を行う診療所（救急告示医療機関、透析医療機関、産婦人科及び有床診療所）は、原則として診療を継続する。</li> <li>上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努める。</li> </ul>

【超急性期における被災傷病者の流れ】



ウ 医療救護活動マニュアル等の作成

福祉健康部は、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する活動マニュアル等を作成する。

### 1-3 負傷者等の搬送体制の整備

#### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
総務部	・ 救出救助活動拠点等を選定し確保する。
福祉健康部	・ 負傷者の搬送方法の検討 ・ 緊急医療救護所等における傷病者の搬送体制の構築
調布消防署	・ 患者等搬送事業者と協定締結

#### (2) 詳細な取組内容

(調布市)

##### ア 負傷者搬送活動拠点の指定

市は、自衛隊、警察等の災害派遣部隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や都や関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。

##### イ ヘリコプター活動場所の指定

市は、自衛隊等関係機関と協議の上、大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。

##### ウ 各種車両を保有する機関との協定の締結

市は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。

## 2 医薬品・医療資器材の確保

#### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	・ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ・ 薬剤師会と連携し、災害薬事センター等医薬品拠点の設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
調布市薬剤師会	・ 災害時の情報連絡体制を整備 ・ 災害薬事センター等医薬品拠点の設置協力 ・ 医薬品拠点や医療救護所等での調剤体制等の整備 ・ 卸売販売業者との連絡調整体制の整備
調布市赤十字奉仕団	・ 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄

#### (2) 詳細な取組内容

(調布市)

##### ア 薬剤師会等との連携・協力体制

市は、調布市薬剤師会等と災害時の協力協定に基づく、連携・協力体制を強化しておく。

##### イ 医薬品の備蓄

市は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等と協議の上、緊急医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から7日間で必要な量を目安とする。

ウ 災害薬事センターについての事前協議

市は、調布市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置）、災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）や運営方法、納入先や納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく（卸売販売業者は、原則として、避難所で使用する医薬品は、災害薬事センターへ納品する）。

エ 災害薬事センターの複数設置についての事前協議

市は、災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは地区薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーターは市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。

オ 医薬品等の調達方法の検討

市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

**【医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】**

- 1 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- 2 必要に応じて都や国、メーカーへ支援を要請する。
- 3 市が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、市が必要と判断したものを受け入れる。（市に事前連絡が必要）
- 4 市は提供された医薬品を仕分けした上で災害薬事センターに保管し、避難所等の市内被災地区へ搬送する。

**3 医療施設の基盤整備**

医療施設の基盤整備については、東京都地域防災計画により都が実施することとなっており、市はこれに協力していく。

**(1) 対策内容と役割分担**

機関名	説明
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害拠点病院や災害拠点連携病院への燃料供給等による医療機能の確保</li> </ul>
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に医療拠点となる災害拠点病院及び災害拠点連携病院を中心とした中等症以上の医療機能の確保</li> <li>・ 耐震化の促進</li> <li>・ 災害拠点病院との連携、情報共有を行うための基盤整備を進める。</li> <li>・ 市の医療拠点となる病院の災害時の医療機能を確保するための多面的な水の確保、電力等ライフライン機能確保</li> <li>・ 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施</li> </ul>

**(2) 詳細な取組内容**

（都総務局）

ア 燃料供給等による医療機能の確保

災害拠点病院、災害拠点連携病院等の医療機能を確保するため、非常用発電機やボイラー等に使用するための燃料供給体制を構築する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組<予防対策>

(都福祉保健局)

イ 災害時に医療拠点となる災害拠点病院、及び災害拠点連携病院を中心とした中等症以上の医療機能の確保

災害拠点病院は、3日分程度の燃料、飲料水、医薬品等を備蓄する。

ウ 拠点となる病院の耐震性向上促進

医療の拠点となる病院等について建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建物の場合、当該医療機関に対して、耐震診断及び耐震化工事（新築建替・耐震補強工事等）を促進する。

エ 病院等の連携、情報共有を行うための基盤整備を進める

発災時に市内医療機関を統括して医療資源の効率的運用ができるように、情報収集・連絡体制の構築を進める。

オ 医療機関のBCP策定への支援

医療機関のライフライン機能維持等、BCP（事業継続計画）の策定を支援するなど、災害拠点病院等の発災時の対応能力向上に向けた取組を行う。

#### 4 防疫体制の整備

##### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	・ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定
保健・医療班	・ 医師 1人 看護要員 1人 事務職 3人（健康推進課）
環境・消毒班	・ 事務職 2人（環境政策課） ・ 現場従事者 2人／班（緑と公園課）[2班体制]

※班の構成人員は参考人数

##### (2) 詳細な取組内容

(調布市)

ア 迅速な防疫体制の確立

災害発生後は、気候条件等により感染症や食中毒などが早く発生するおそれがあることから、市は、保健所などの関係機関と連携して消毒等の防疫を迅速に実施する必要がある。

イ 防疫用資器材の確保

市は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。

## 5 遺体の取扱い

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	<p>○遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体収容所の管理者の指定等，管理全般に関する事項</li> <li>・行方不明者の捜索，遺体搬送に関する事項</li> <li>・検視・検案※未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項</li> <li>・遺体収容所設置等に供する資器材の確保，調達，保管及び整備に関する事項</li> </ul> <p>○遺体収容所は，死者への尊厳や遺族感情，効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう，下記の条件を満たす施設を指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設</li> <li>・避難所など他の用途と競合しない施設</li> <li>・検視・検案スペースも確保可能な一定の広さを有する施設</li> <li>・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設</li> </ul> <p>なお，指定に当たっては，水，通信等のライフライン及び交通手段の確保についても，可能な限り考慮する。</p>

※検視・検案：検視とは，検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から，死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは，監察医（医師）が死亡原因や死後経過時間等について医学的専門知識・技術をもとに診断する医療行為。大規模災害の検案の目的は主として，個人識別のための遺体の外表情報記録，死亡時刻の推定，死因の特定の3つである。

### (2) 遺体収容所

市は，遺体収容所として，次の施設を定めている。

ア 調布市民プール（調布市染地2丁目45番地1）

イ 西調布体育館（調布市上石原2丁目4番地1）

## 【応急対策】 (地震直後の行動)

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 1 初動医療体制       | 4 医療施設の確保                   |
| 2 保健衛生体制       | 5 行方不明者の捜索, 遺体の検視・検案, 身元確認等 |
| 3 医薬品・医療資器材の供給 |                             |

### 【主な機関の応急対策】

機関名	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期
	発災～6時間	72時間まで	1週間程度まで	1週間～1ヶ月程度まで
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害医療コーディネーターの指定(事前)</li> <li>○災害医療対策本部設置</li> <li>○医療機関状況の把握</li> <li>○緊急医療救護所の設置</li> <li>○重症者の災害拠点病院への搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害薬事センターの設置</li> <li>○都・地区医師会への協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・医療班による防疫活動の実施</li> <li>○保健・医療班による健康調査・相談・広報・健康指導・避難所消毒の実施</li> </ul>	
医師会・薬剤師会 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療コーディネーターの推薦(事前)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護班・歯科医療救護班の派遣</li> </ul>		
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)からの情報提供</li> </ul>			
自衛隊		<ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者の救助・救出活動</li> <li>○遺体の関係機関への引き継ぎ</li> </ul>		
保健所			<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の防疫活動を支援・指導</li> <li>○被災地等における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>○感染症集団発生時の疫学調査</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境衛生指導班・食品衛生指導班による活動</li> </ul>		



【遺体の取り扱いに関する主な機関の役割分担】

機関名	発災	1h	24h	72h
		初動態勢の確立期	即時対応期	
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の搜索・収容活動の実施</li> <li>○遺体安置所の設置</li> <li>○遺体の搬送</li> <li>○住民広報の実施</li> <li>○遺体の引渡し業務の実施</li> <li>○死亡届の受理, 火葬許可証又は特例許可証の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火葬体制の確立</li> </ul>	
都福祉保健局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○検案医の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域火葬の調整</li> </ul>
監察医務院			<ul style="list-style-type: none"> <li>○検視・検案活動の発令</li> <li>○検案班の編成</li> <li>○検案の実施</li> </ul>	
警視庁			<ul style="list-style-type: none"> <li>○検視の実施</li> <li>○検案要請</li> </ul>	
調布市 医師会			<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援検案の実施</li> </ul>	
調布市 医師会 歯科				<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援検視の実施</li> </ul>
日赤 支都 東京 都				<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援検案の実施</li> </ul>

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活しはじめて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	避難所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

区分	主な活動内容
0 発災直後	○被害情報の収集・集約 ○緊急医療救護所の設置・運営 ○傷病者等の被災地域外への搬送
1 超急性期	○都医療救護班等の被災地域への派遣
2 急性期	○医薬品の供給 ○他県医療救護班の受入 ○避難者の定点・巡回診療
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

## 1 初動医療体制

### 1-1 医療情報の収集伝達体制

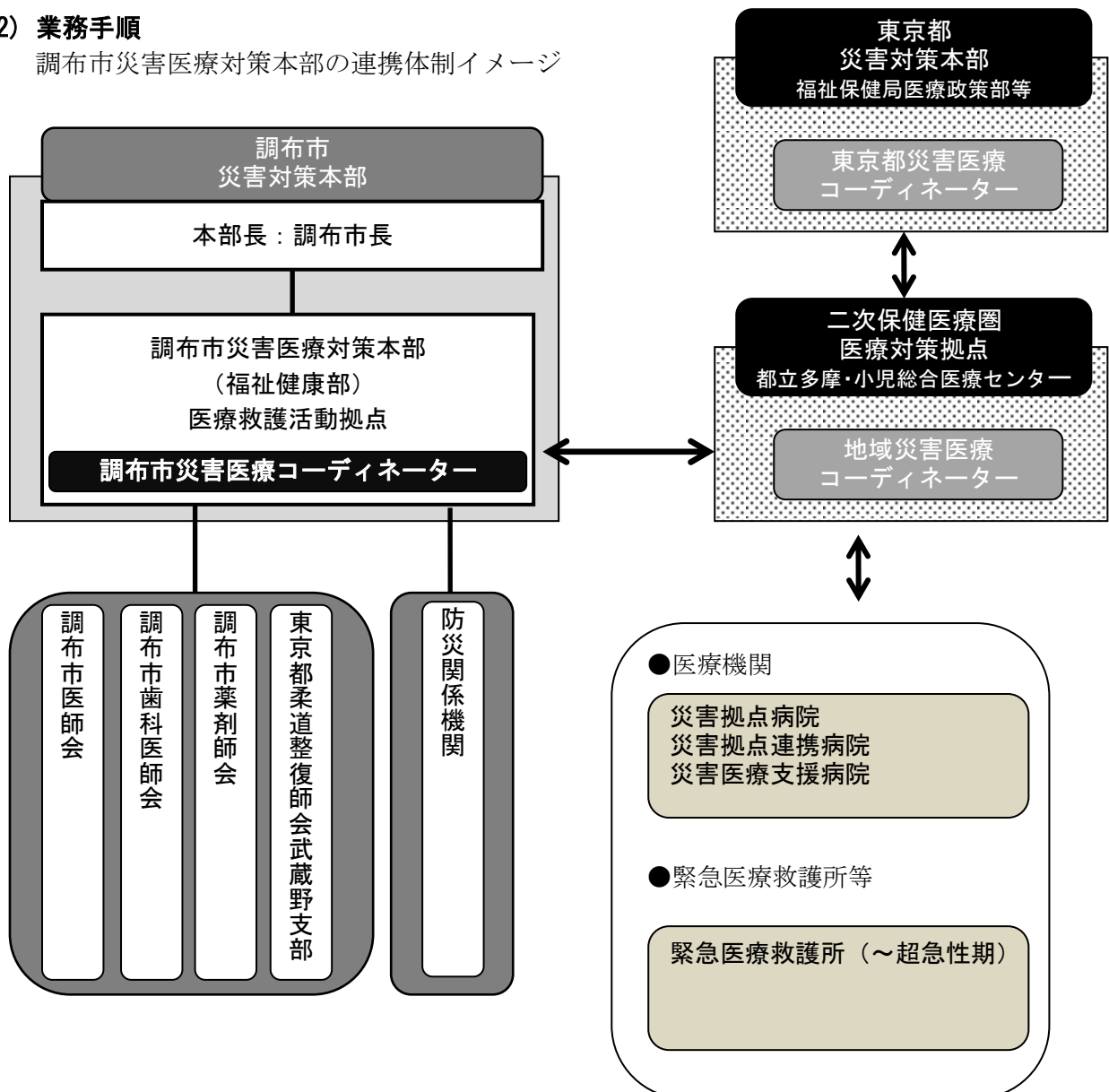
#### (1) 対策内容と役割分担

市は、医療機関の被害状況の情報等について迅速かつ的確に把握する。

機関名	説明
福祉健康部	○調布市災害医療対策本部の設置 ○調布市医師会及び調布市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害や医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○地域住民に対する相談窓口の設置
調布市医師会 調布市歯科医師会 調布市薬剤師会 東京都柔道整復師会武蔵野支部	○被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告
調布消防署	○広域災害・救急医療情報システム（EMIS）からの情報提供

#### (2) 業務手順

調布市災害医療対策本部の連携体制イメージ



### (3) 詳細な取組内容

(福祉健康部)

#### ア 調布市災害医療対策本部の設置

災害対策本部長の要請により福祉健康部は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部、各防災関係機関等との連携を目的とした「調布市災害医療対策本部」を設置する。

#### イ 災害医療コーディネーターとの連携

市は、調布市災害医療対策本部のもとに調布市災害医療コーディネーターと協力して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

#### ウ 被害状況報告

調布市災害医療コーディネーターと協力して収集した市内医療機関の被害状況等は、市内医療資源の効率的な運用に資するため、市災害対策本部への報告を行う。

#### エ 地域住民に対する相談窓口の設置

市は、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知するとともに、地域住民からの医療に関する相談を受ける相談窓口を開設する。

## 1-2 初動期の医療救護活動

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>調布市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営</li> <li>急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、在宅療養者への医療支援について調整</li> <li>避難所等において定点・巡回診療を実施 調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請</li> <li>医療救護体制が不足する場合には、二次保健医療圏の地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請</li> <li>災害薬事センターの設置</li> </ul>
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、市医療救護班としての活動</li> <li>災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することが出来る。</li> </ul>
調布市 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、調布市歯科医療救護班としての活動及び検視・検案活動への協力等を実施</li> </ul>
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等</li> <li>市からの要請に基づき、災害薬事センターでの薬品管理や調剤活動等</li> <li>卸売販売業者との連絡調整</li> </ul>
東京都柔道整復師会武蔵野支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>市から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、柔道整復師会班を派遣するものとする。</li> </ul>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲内で救急隊を派遣</li> <li>東京DMA Tと連携して、救命処置等を実施</li> </ul>

### (2) 業務手順

#### ア 調布市災害医療対策本部

市は、災害対策本部長の判断により、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部及び防災関係機関に対して、調布市災害医療対策本部への参加を要請する。

調布市災害医療対策本部は、市内の災害医療活動を統括する。市内の被害状況に応じて医師や薬剤師等の医療資源を有効に活用するために、医学的な助言を行う調布市災害医療コーディネーターと連携し、医療救護活動を進める。

第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組<応急対策>

イ 医療救護班等編成の要請

市は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部及び関係機関に対して、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班及び整復師会班（以下、「医療救護班等」という）の編成を要請する。各機関は、市からの要請を受けて人員を派遣する。緊急医療救護所で避難者の定点及び巡回診療等を実施する。

ウ 緊急医療救護所等での活動要請

医療救護班は、市が設置する緊急医療救護所において医療救護活動を実施する。なお、市は、緊急医療救護所等を設置した場合は、その状況について都福祉保健局に報告する。

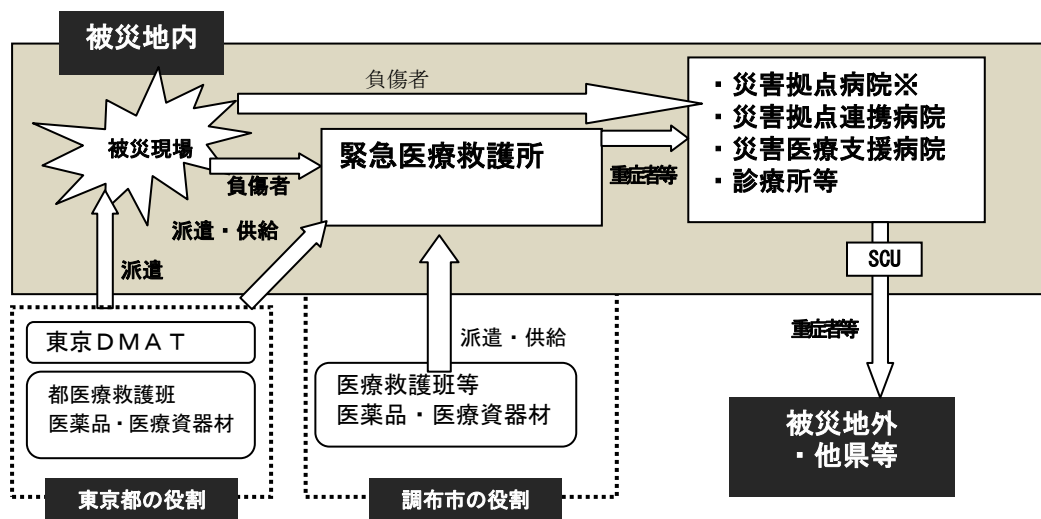
また、状況に応じて巡回診療を実施する。

(ア) 災害発生直後から72時間までの超急性期

- a 災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院に緊急医療救護所を設置する。
- b 災害拠点連携病院に緊急医療救護所を設置する。
- c その他の災害医療支援病院等に緊急医療救護所を設置する。

資料編 43：緊急医療救護所・医療救護所設置場所

【災害時医療救護の流れ】



※災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。  
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

**(3) 詳細な取組内容**

(調布市・調布市災害医療コーディネーター)

ア 災害医療コーディネーターの活動

市は、事前に医師会の推薦に基づき調布市災害医療コーディネーターを指定する。指定された災害医療コーディネーターは、市が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、医療救護班等の派遣や医療機関の確保等について調布市災害医療対策本部を通じて、必要な指示を出す。

また、市の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

イ 医療救護班等の活動

医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等や負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とする。

**【医療救護班等の活動内容】**

区 分	説 明
医療救護班 (緊急医療救護所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病者に対する応急処置</li> <li>・ 拠点的病院等への転送の要否及び転送順位の決定(トリアージの実施)</li> <li>・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療</li> <li>・ 助産救護</li> <li>・ 死亡の確認</li> <li>・ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。</li> </ul>
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</li> <li>・ 拠点的病院等への転送の要否及び転送順位の決定(トリアージの実施)</li> <li>・ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導</li> <li>・ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</li> </ul>
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害薬事センター等医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理</li> <li>・ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</li> <li>・ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</li> </ul>
整備師会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の指示に基づく傷病者に対する応急救護</li> </ul>

ウ 医療救護活動の報告

福祉健康部長は、災害対策福祉健康部を統括し、調布市災害医療コーディネーターと連携して市内の医療救護状況について、随時、災害対策本部長に報告する。

エ 調布消防署の支援

調布消防署は、市災害対策本部から避難所の救護活動に関する要請があった場合は、可能な範囲で支援する。

**1-3 負傷者等の搬送体制**

(福祉健康部)

調布市災害医療コーディネーターの指示に基づき、災害現場や医療機関からの傷病者搬送を行

う。

傷病者搬送は、「重症患者を災害拠点病院，中等症患者を災害拠点連携病院へ搬送する」こと，「人命危険と生存可能性の高いものから優先して搬送する」ことを原則として実施する。

### (1) 対応内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	・ 搬送
調布消防署	・ 搬送は，被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し，あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い，搬送施設等の受入れ態勢を確認し，行う。 ・ 負傷者等の医療機関への搬送は，状況に応じて，福祉健康部と連携して行う。
協力機関	・ 搬送協力

### (2) 詳細な取組内容

(福祉健康部)

#### ア 負傷者の搬送

避難所等の責任者は，負傷者等のうち医師による早急な手当が必要と判断した場合は，市災害医療対策本部に搬送を要請する。

搬送は，保健・医療班が行うこととするが，必要な場合は関係機関及び協力機関の協力を得て行うものとする。

#### イ 大規模災害時の傷病者搬送の原則

大規模な災害が発生した場合は，多数の負傷者が同時に発生することが想定される一方で，医療機関や搬送手段，医療資源も被害を受け，医療に関する需要と供給の大幅なギャップが発生する。このような状況で，救命効果を最大化できるように以下の原則を適用する。

- 重症者は災害拠点病院へ，中等症者は災害拠点連携病院へ搬送することとする。
- 軽症者へは応急手当を実施することとし，搬送の対象としない。
- 搬送は，人命危険が高いものから優先することとし，危険度が同じ場合は，生存可能性の高いものから優先することとする。

#### ウ 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は，原則として市災害対策本部が対応する。しかし，市災害対策本部の能力では対応できない場合は，医療スタッフ自らが赴くとともに，調布市医師会等関係機関の協力を得て対応する。

#### エ 医薬品等の搬送

各医療機関は災害時も平時と同様，卸売販売業者から医薬品等を調達するが，努めて医薬品の備蓄（目安として発災から3日目までに必要となる医薬品分）を行っておくものとする。なお，卸売販売業者への発注量が供給可能量を超えた場合には，卸売販売業者は市災害医療コーディネーター等の助言をもとに優先順位を決定する。

医療救護活動に必要な医薬品，医療資器材は第1次的に市保有の医療7点セットを使用するが，医療機関がこれらの供出を要請する場合は，調布市災害医療対策本部宛に行い，搬送が必要となった場合は，市災害対策本部が対応する。

市災害対策本部の能力では対応できない場合は，都及び調布市薬剤師会等の協力を得て対応する。



(調布消防署)

オ 調布消防署の支援

調布消防署は、市災害対策本部から負傷者の搬送に関する要請があった場合は、可能な範囲で救急隊等を派遣し、支援する。

**2 保健衛生体制**

**(1) 対策内容と役割分担**

機関名	説明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。</li> <li>都福祉保健局と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健・医療班の派遣を要請</li> <li>派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。</li> </ul>
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> </ul>

**(2) 業務手順**

ア 迅速な情報提供

福祉健康部は保健所と協力し、保健衛生に関して市や被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。

イ 巡回健康相談の実施

市は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健・医療班を編成して避難所等に派遣する。

**(3) 詳細な取組内容**

(福祉健康部・多摩府中保健所)

ア 健康管理等活動の実施

保健・医療班は、環境・消毒班と連携し、また都が編成する環境衛生指導班や食品衛生指導班の支援を得て、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

イ 巡回健康相談の実施

保健・医療班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。相談に際しては、女性の相談員を配置し、女性特有の悩みや健康相談に配慮すること。

ウ 心のケアの実施

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災住民に対するメンタルヘルスケアとして巡回相談を実施する。  
 また、精神疾患患者に対して、市内精神科医療機関と連携して専門医療を確保する。

エ 女性専門相談の実施

生活環境の変化により生じる心や性、からだなど女性特有の悩みなどについて女性保健師・看護師等専門相談員が巡回相談を実施する。

オ 在宅難病患者への対応

市は、保健所と連携し、在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、電気機器用バッテリーや介護支援者の応援など多様なニーズに対し、可能な限りの支援を行う。

第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組<応急対策>

カ 在宅人工呼吸器使用者への対応

市は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

市は、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

市は、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による市単独での支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

ケ 透析患者等への対応

市は、都や日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。

コ 被災状況に応じた医薬品等の供給

市は、被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。

### 3 医薬品・医療資器材の供給

#### (1) 対策内容と役割分担

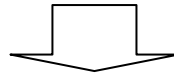
機関名	説明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後速やかに災害薬事センターを設置</li> <li>・ 災害発生時には各医療機関や市が備蓄しているものを使用</li> <li>・ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請</li> </ul>
調布市 薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部に参加し、調布市災害医療コーディネーターに協力する。</li> <li>・ 災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等</li> </ul>
日本赤十字社 東京支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血液センターからの血液供給</li> </ul>

#### (2) 業務手順

【市が使用する医薬品等の調達手順】

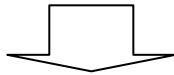
##### ①市の備蓄品を使用する

災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応が出来ない場合は、地区薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

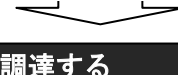


##### ②都の備蓄品を使用する

市の備蓄が不足する場合に、市は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市区町村へ配送する(状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う)。

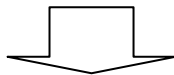


市での調達が不可能な場合



##### ③市が卸から調達する

市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する(発注は災害薬事センターがとりまとめて行う)。



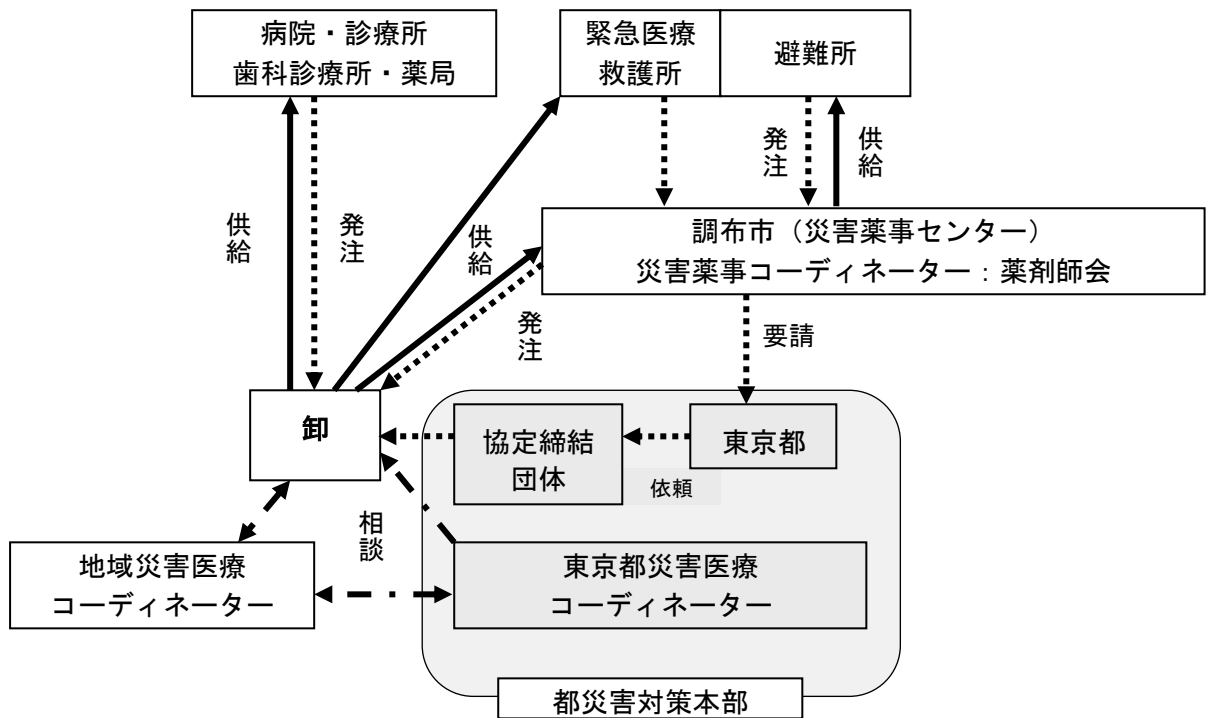
##### ③都が卸から調達する

市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



##### ④卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、市へ納品する(原則として、緊急医療救護所で使用する医薬品は各緊急医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する)。



市は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。  
 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。  
 上記どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

(緊急医療救護所)

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

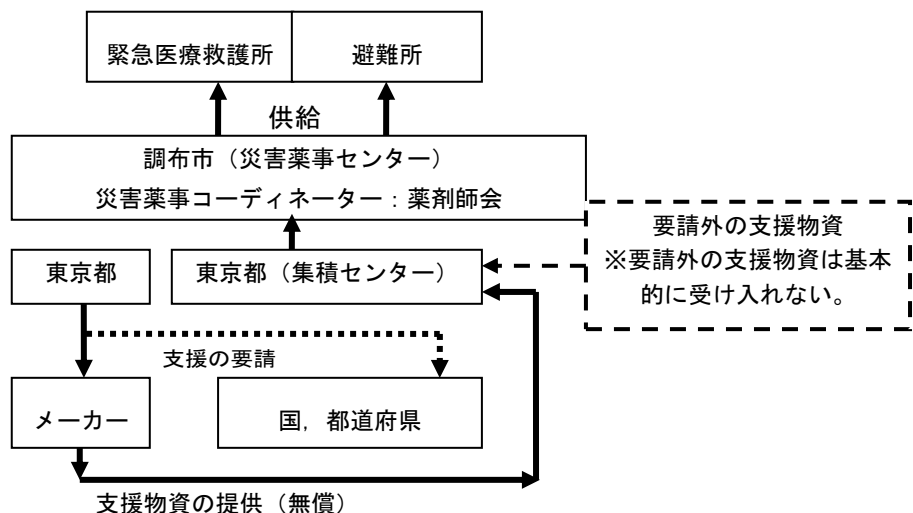
納品：卸が各緊急医療救護所へ直接納品

(避難所)

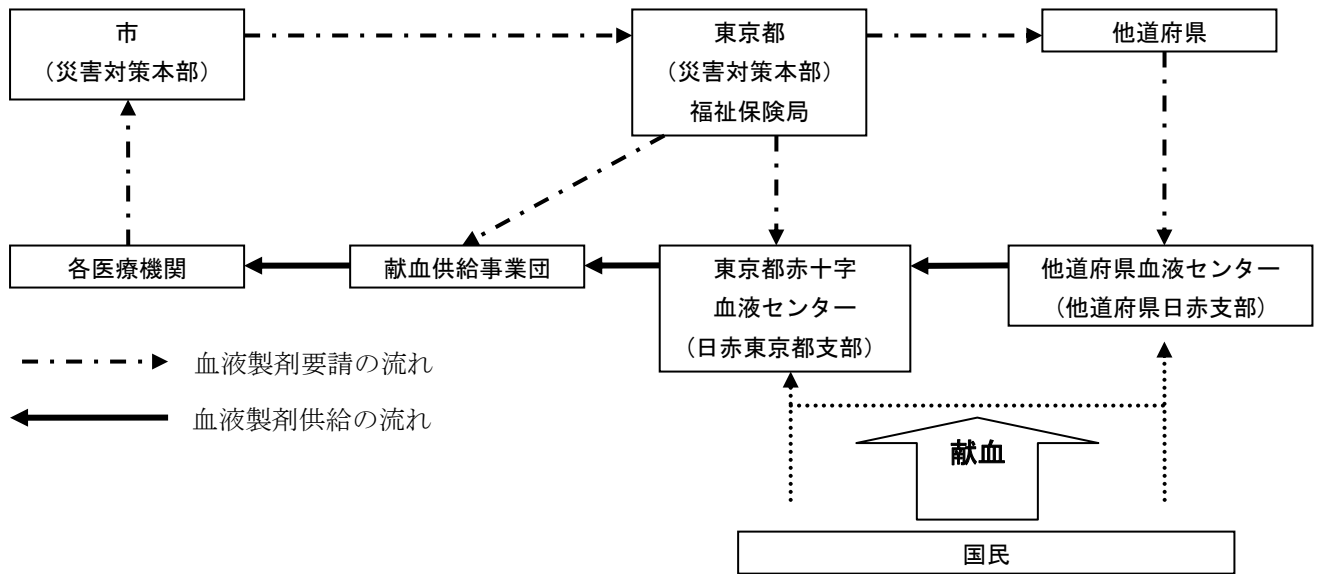
発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は市区町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



(福祉健康部)

医薬品の供給要請

市は、医療救護班等から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、東京都に依頼する。都は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給を要請する。

(3) 詳細な取組内容

ア 災害薬事センターの設置

市は、調布市薬剤師会と連携して、避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。

また、災害薬事コーディネーターは、調布市災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【災害薬事コーディネーター(旧称：医薬品ストックセンター長)の業務】

災害医療コーディネーターや災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者へ発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

イ 備蓄医薬品等の使用

市は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会と協議の上、避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用する。不足する場合は、調布市薬剤師会と協議の上、調布市薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する(状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う)。

第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組<応急対策>

ウ 備蓄で不足する際の医薬品の調達

市は、備蓄及び調布市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、調布市薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

(調布市薬剤師会、医薬品等の卸売販売業者)

エ 要請に基づく医薬品の供給

調布市薬剤師会及び医薬品等の卸売販売業者は、市と協働し早期に機能を復旧させ、市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。

また、調布市災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

(災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局)

オ 卸売販売業者からの購入

病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

## 4 医療施設の確保

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	・ 市内医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都福祉保健局	・ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自衛隊	・ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施(市の自衛隊への派遣要請は原則として都を通じて行う。)

### (2) 業務手順

ア 医療機関の空床利用・収容能力の拡大

市は、災害時には、多くの負傷者等に対応するため、救急告示病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。

イ 救急告示病院等の医療機能の確保

救急告示病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

### (3) 詳細な取組内容

ア 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。

イ 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。

ウ 専門的医療診療所における診療機能の確保

透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として地域防災計画に定める医療救護活動を行う。

エ 重症者の搬送

市は、医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、救急告示病院等に搬送する。

また、災害拠点病院へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、調布市災害医療対策本部（調布市災害医療コーディネーター）を通じて受入要請する。

市は、緊急医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

## 5 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案、身元確認等

### (1) 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

#### 【遺体の捜索についての取組内容】

機関名	説明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の収容等</li> </ul>
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。</li> <li>市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。</li> <li>各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。</li> <li>身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。</li> </ul>

#### 【遺体の搬送(遺体収容所まで)についての取組内容】

機関名	説明
福祉健康部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。</li> <li>状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。</li> </ul>

#### 【遺体収容所の設置とその活動についての取組内容】

機関名	説明
生活文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設</li> <li>災害対策本部に報告するとともに、利用者等へ周知</li> </ul>

#### 【検視・検案・身元確認等についての取組内容】

機関名	説明
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>検視班等を編成し、遺体収容所に派遣</li> <li>各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。</li> <li>検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。</li> </ul>
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体収容所に管理責任者を配置し、災害対策本部との連絡調整を実施</li> <li>遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備</li> <li>検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定</li> </ul>

第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組<応急対策>

【協力機関が行う対策】

機関名	説明
調布市医師会	・ 調布市の要請に応じて、遺体の検案に協力
調布市 歯科医師会	・ 調布市及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力

【市民への死亡者に関する情報提供についての取組内容】

機関名	説明
福祉健康部 総務部	・ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び調布警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

【遺体の遺族への引き渡しについての取組内容】

機関名	説明
福祉健康部	・ 調布警察署や関係機関と連携し、調布警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施

【死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容】

機関名	説明
市民部	・ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ・ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

(2) 遺体収容所

市は、遺体収容所として、次の施設を定めている。

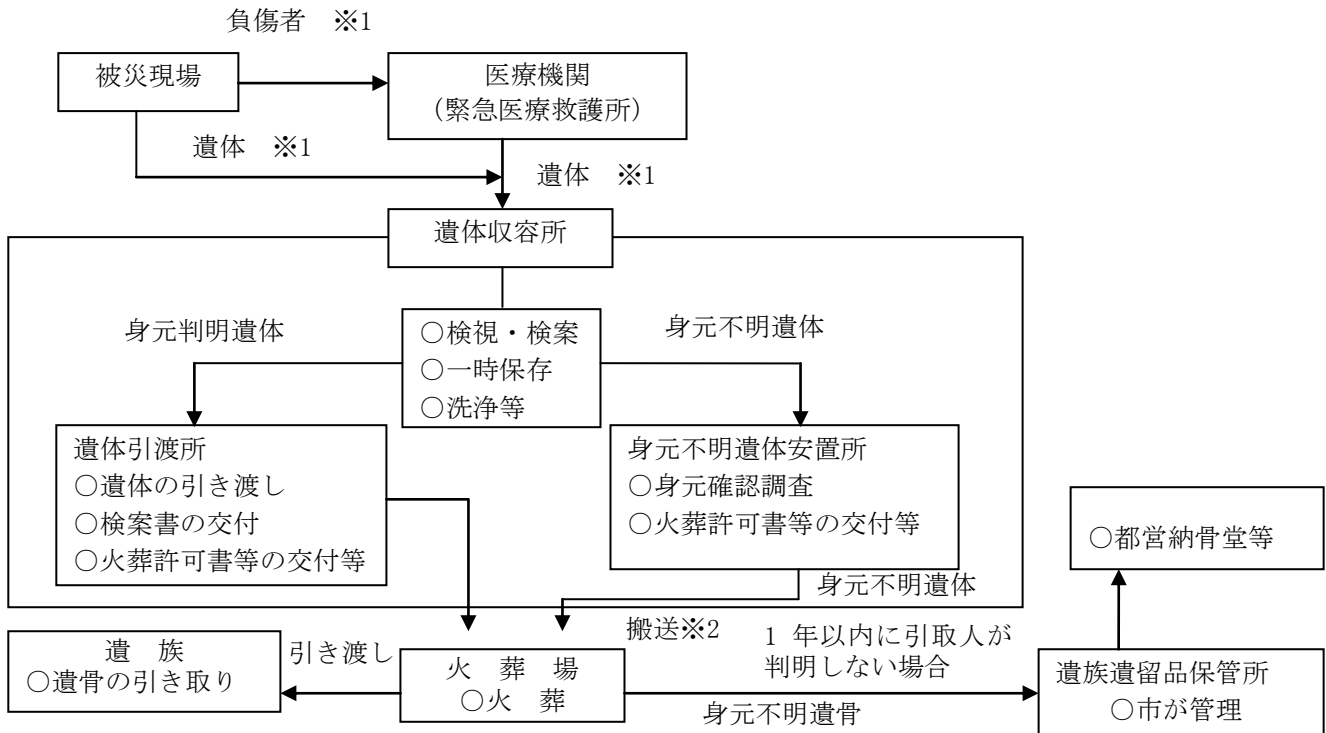
ア 調布市民プール（調布市染地2丁目45番地1）

イ 西調布体育館（調布市上石原2丁目4番地1）



(3) 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、市の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区分	内容	
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。	
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、厚生労働大臣(市区町村長の場合は知事)に申請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>延長の期間</li> <li>期間の延長を要する地域</li> <li>期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)</li> <li>その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)</li> </ul>	
国庫負担	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費</li> <li>搜索のために使用した機械器具の修繕費</li> <li>機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等</li> </ul>
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象</li> <li>いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上</li> </ul>

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	・ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	・ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に厚生労働大臣(市区町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の 対象となる経費	・ 遺体の一時保存のための経費 ・ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

## 【復旧対策】 (地震後の行動)

### 1 防疫体制の確立

### 2 火葬

#### 1 防疫体制の確立

##### (1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機関名	説明
福祉健康部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、「保健・医療班」を編成し、防疫活動を実施</li> <li>災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。</li> <li>被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡</li> <li>防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局又は医師会に協力を要請</li> <li>都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合、協力する。</li> <li>感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施</li> <li>保健・医療班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。</li> </ul>
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の防疫活動を支援・指導</li> <li>被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整</li> <li>避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施</li> <li>一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保</li> <li>市町村の衛生管理対策を支援・指導</li> <li>「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保</li> <li>「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> </ul>

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

##### (2) 業務手順

所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「保健・医療班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

保健・医療班の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康調査及び健康相談</li> <li>避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握</li> <li>感染症予防のため広報及び健康指導</li> <li>避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理</li> <li>患者発生時の消毒(指導)</li> <li>避難所の消毒の実施及び指導</li> </ul>

### (3) 詳細な取組内容

#### ア 防疫対策

市は、保健所や医療関係機関等と連携し、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

また、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

#### イ 消毒対策

市は、避難所の消毒の実施を行い保健所と連携し、患者発生時の消毒（指導）を行う。

#### ウ 感染症対策

市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施するなど、保健所と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。

## 2 火葬

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
市民部	火葬許可証等の発行
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保</li> <li>状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請</li> <li>都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。</li> <li>都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認</li> <li>遺体の搬送に必要な車両を確保</li> <li>交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請</li> </ul>
都福祉保健局	東京都広域火葬実施計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。

#### ア 火葬体制の確立

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、市は遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

#### イ 火葬の要件

対象となる者は、災害時に死亡したものであること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。

災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

#### ウ 火葬の方法

市は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、受入れ火葬場に搬送する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。

遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。

家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引渡す。

#### エ 火葬の内容

- ・棺（付属品を含む。）
- ・火葬（人件費を含む。）
- ・骨壺及び骨箱

#### オ 火葬の期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

#### カ 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に、次の事項を明らかにして都知事に申請する。

- ・延長の期間
- ・期間の延長を要する地域
- ・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
- ・その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）

#### キ 身元不明遺体の遺骨の取扱い

市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他定める場所に移管する。

調布警察署は、市と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

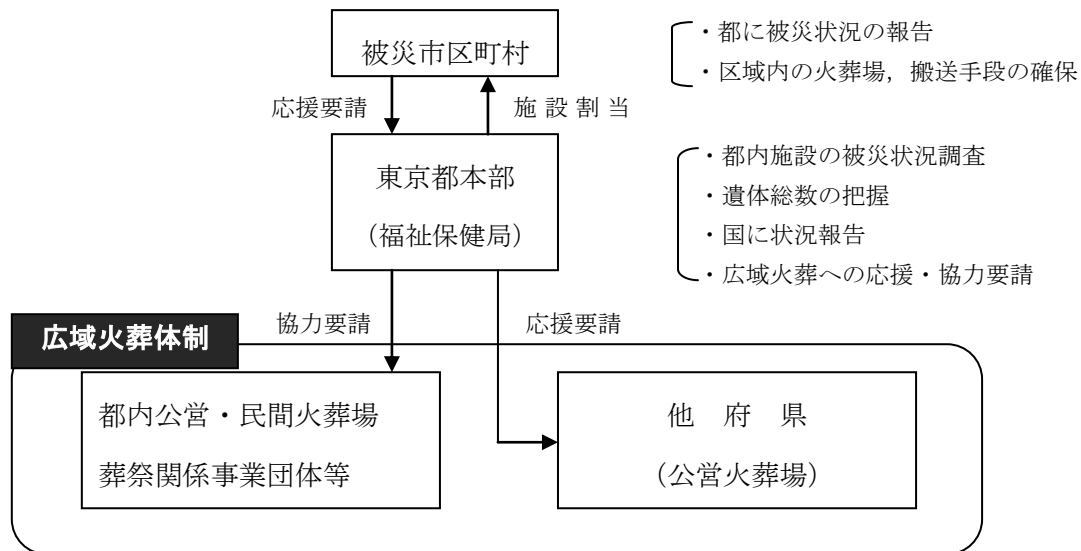
#### ク 必要帳票等の整備

火葬を実施し、又は火葬に要する現品もしくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備し、保存しておかなくてはならない。

- ・救助実施記録日計票
- ・埋葬台帳（資料編44参照）
- ・埋葬費支出関係証拠書類

- 資料編 44 : 1 死体搜索状況記録簿  
2 死体処理台帳  
3 埋葬台帳

第2部 施策ごとの具体的計画  
 第6章 医療救護等対策  
 第5節 具体的な取組<復旧対策>  
 (2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

市は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。